

第29回網走市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年11月21日(金) 午後2時30分から午後3時19分
2. 開催場所 網走市役所3階会議室
3. 出席委員 17人

会長	17番	山 田 健 一
会長職務代理者	13番	山 本 登
委員	1番	川 尻 秀 一
	2番	居 内 和 則
	3番	松 尾 貴 子
	4番	首 藤 勝 広
	5番	安 達 耕 平
	6番	福 田 稔
	7番	鬼 塚 秀 明
	8番	鈴 木 圭 一
	9番	藤 田 政 揮
	10番	遠 藤 優 一
	11番	鎌 田 直 人
	12番	中 川 一 弘
	14番	相 馬 正 人
	15番	川 崎 伸 弘
	16番	矢 萩 一 毅
4. 欠席委員 無し
5. 議事日程

報告第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について
議案第 1号	現況証明について
議案第 2号	農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
議案第 3号	農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について
議案第 4号	農地中間管理機構事業に係る買入協議について
議案第 5号	「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」の提出について
6. 議事録署名委員 10番 遠 藤 優 一 12番 中 川 一 弘
7. 出席事務局職員

事務局長	佐 藤 岳 郎
事務局次長	高 畑 公 朋
農地係長	石 垣 友 伯
農地係主査	廣 野 武

8. 会議の概要

事務局長	ただ今より、網走市農業委員会第29回総会を開催いたします。初めに、山田会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	(挨拶)
事務局長	次に、会議の議長についてであります。網走市農業委員会会議規則第5条の規定により、会長が議長となり議事を進行いたします。
議長	本日の出席委員は17名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。
	本日の会議の議事録署名委員として、10番、遠藤委員、12番、中川委員の両委員を指名いたします。
	それでは、初めに事務局より報告を受けます。報告第1号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の変更について」、事務局に報告の説明を求めます。
事務局議長	(報告第1号の朗読説明)
	報告の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	なければ、以上で報告を終わります。それでは、議案の審議に入ります。初めに、議案第1号「現況証明について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局議長	(議案第1号の朗読説明)
	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それでは、おはかりいたします。議案第1号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第2号の朗読説明)
	なお、農地法第18条第6項の規定の通知については、農地法第18条第1項各号に記載の許可不要要件に該当する場合のみ賃貸借契約を解除できるものです。許可不要要件については、別紙資料1の1頁に記載しております。以上です。
議長	議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。
	(質疑なし)
	それではおはかりいたします。議案第2号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。
	(異議なしとの声あり)
	異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の決定及び同計画策定の要請等について」を議題とします。議題第3号については、初めに1番から17番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。
事務局	(議案第3号1番から17番の朗読説明)
	なお、議案第3号の農用地利用集積等促進計画(案)の内容につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項等の各要件を満たすことが必要です。各要件につきましては別紙資料1の2頁に記載してます。また、議案第3号18番から25番

事務局
議長

についても同様です。以上です。

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号1番から17番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号18番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、その議事に参与することができませんので、4番、首藤委員の退席を求めます。

(首藤委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第3号18番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号18番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(首藤委員 着席)

次に、議案第3号19番から24番について説明を受けることとします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第3号19番から24番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号19番から24番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第3号25番について説明を受けることとしますが、これにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、7番、鬼塚委員の退席を求めます。

(鬼塚委員 退席)

事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第3号25番の朗読説明)

ここで、本日開催されました農地常任委員会における審議結果について委員長の報告を求めます。

8番
議長

はい。特にございませんでした。

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第3号25番の農用地利用集積等促進計画(案)は、各要件を満たすものとして、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

(鬼塚委員 着席)

次に、議案第4号「農地中間管理機構事業に係る買入協議について」を議題とします。事務局に議案の説明を求めます。

事務局
議長

(議案第4号の朗読説明)

議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第4号については、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。次に、議案第5号「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書の提出について」を議題とします。なお、本件につきましては、農政常任委員会へ意見書(案)の作成を付託した案件ですので、農政常任委員長の報告を求めます。

10番

それでは、「農地等利用最適化の推進施策に関する意見書」について報告いたします。本件は、9月26日に開催された第27回総会において、農政常任委員会に「意見書(案)」の作成が付託されたところです。これまで2回、農政常任委員会を開催し、農業を取り巻く環境の変化への対応策や、網走市の農業を次世代に向け持続的に発展させていくための推進施策について協議を行ってまいりました。協議の過程についてですが、まず、昨年提出した9項目について現状を確認した後、記載内容について協議、検討し、必要に応じて加除修正を行い、昨年同様9項目に整理し、「意見書(案)」として取りまとめたところです。この「意見書(案)」について、本総会で承認された場合は、12月11日に、山田会長、山本会長職務代理者、両常任委員会の正副委員長の6名で、農業委員会を代表して市長を訪問し、「意見書」を手渡す予定となっております。なお、「意見書(案)」の内容は、資料No.2のとおりとなっております。詳細については事務局から説明いたします。

事務局
議長

(議案第5号の朗読説明)

委員長報告、議案の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑等ございませんか。

(質疑なし)

それでは、おはかりいたします。議案第5号は、原案どおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認め、原案どおり決定いたします。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしましたので、網走市農業委員会第29回総会を閉会いたします。